

「危機管理」の項目の検討経過

- 1 平成19年8月4日（土）第10回懇話会（グループ会議）
 - (1) 市民グループが「安心・安全」の項目の追加を提案
 - (2) 「市民生活を送る上での必要不可欠な条件として、安心安全なまちに住む市民の権利を規定し、行政に、安心・安全なまちを保つための努力義務を位置づけるべきとした。」

- 2 平成19年8月18日（土）第11回懇話会
 - (1) 立正大学山口教授を迎え、条例に位置付けすべき項目のアドバイスをいただいた。
 - (2) 最近の自治基本条例の制定状況では、「危機管理」を位置づける事例が多く見られるとのコメントをいただいた。

- 3 平成19年9月29日（土）第14回懇話会（グループ会議終了時点）
 - (1) 市民グループ
 - ア 「(市民の権利)市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する」
 - イ 前文を検討した際に、「北本市は災害の少ないまち」ということを盛り込んだことから、項目としての位置付けを考えた。
 - ウ 安心・安全について、市の役割と市民の役割のそれぞれがある
 - (2) 総則グループ
 - ア 「(危機管理体制の確立)市は、安心・安全なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない」
 - イ 市民の生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、関係機関との連携・協力、緊急時に備えることができる総合的、機動的な危機管理体制の確立が必要です。

- 4 平成19年11月23日(土)第18回懇話会(グループ間協議終了時点)
 - (1) 安心・安全に関する規定
 - 「1 市は、市民が快適な環境において安全で安心な生活を維持できるよう努めなければならない
 - 2 市は、災害時における危機管理体制を確立し、可能な限り市民の安全を確保しなければならない。
 - 3 市民は、災害時等においては、市民自らの安全を確保できる範囲で協力するよう努める。」

行政だけでなく、市民の責務として災害時に協力する内容を盛り込む

(2) 危機管理体制の確立

「市は、安心・安全なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。」

市民の生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、関係機関との連携・協力、緊急時に備えることができる総合的、機能的な危機管理体制の確立が必要。

5 平成20年2月22日(金) 第22回懇話会

懇話会条例構成案作成の際に「(危機管理体制の確立) 市は、安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。」と整理